

「残念ながら…」、「最大限の働きかけを行なっていきたい」と述べるだけ。 国立大学法人の自主性・自律性を放棄か？ 給与水準を改善する意欲もなしか？ ——公開質問状に対する学長・理事の回答——

『赤煉瓦』No.27（2013.4.22）でお伝えした学長・理事に対する「給与減額問題に関する公開質問状」について、5月10日に谷口学長・両角理事から回答をいただきました。他の理事からは、同日、「学長及び担当理事から回答されますので、質問状への回答は差し控えます」と文書で返答いただきました。給与・退職手当の引き下げを決定している主体の理事一人ひとりの考え方を聞くことができたのは残念ですが、多忙中にもかかわらず回答・返答いただいた学長・理事の方々に感謝します。

いただいた谷口学長・両角理事からの回答全文をお届けします。今後、組合はいただいた回答を検討のうえ、継続中の団体交渉等の活動に活用していきますが、皆さんは一読してどのような感想をもたれるでしょうか。

地方公務員の給与問題の経過を官僚答弁のように縷々説明し、国立大学法人自身の事態については、「残念ながら…」、あるいは「最大限の働きかけを行なっていきたい」と抽象的に述べるだけで、自身の主体性・自律性を放棄しているかのように見えます。また、本学教職員の給与水準の改善についても、「手当の新設等」を示唆するだけで、「臨時特例」に対応した給与減額以前に重ねて結んできた労働協約での意志とは異なり、元来の給与水準を改善する努力を放棄しているかのようにさえ見えます。

平成25年5月10日

熊本大学教職員組合執行委員長 殿

国立大学法人熊本大学長

谷 口 功

国立大学法人熊本大学理事
(人事・労務担当)

両 角 光 男

給与に関する質問状について（回答）

2013年4月22日付けで質問がありました標記のことについて次のとおり回答します。
下記1の質問事項については、すでにご説明したとおり、平成23年6月3日及び平成23年10月28日の閣議において「法人の業務のあり方等その性格に鑑み、法人の自立的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。」との決定を踏まえ、文部科学省からの同趣旨の要請に対し、種々情報を収集しながら同時に文部

科学大臣や国会議員の皆様へ運営費交付金の減額について特段の配慮をしていただきたいと要望を続けてきました。しかしながら、平成24年度の運営費交付金が10億2千4百万円減額されることとなり、平成24年8月から実施してきた給与の減額支給は、そのままとせざるを得ない状況となりました。その後も引き続き国立大学協会や他大学の学長とも連携して要望してきましたが、残念ながら平成25年度の運営費交付金も国家公務員と同等の割合による給与削減相当額が減額される予定です。国立大学法人は国の予算により措置されている運営費交付金及びそれに関連する自己収入により運営されていますが、運営費交付金は国立大学法人の財政上大きな割合を占め、特に人件費への影響が大きく、国家公務員と同等の割合で給与削減相当額が減額される現状では、本学の教育・研究・医療に支障が出ないよう最大限の配慮を行うには、給与の減額支給措置を継続せざるを得ないと考えますが、今後とも文部科学省はもとより、国会議員の皆様にも最大限の働きかけを行なっていきたいと考えています。

一方、平成25年度の地方公務員の給与については、平成25年1月24日閣議決定において、「各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところですが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。」とされたことを受け、平成25年1月28日付で総務大臣から都道府県知事並びに議会長、指定都市市長並びに議会長及び人事委員会委員長に対し、『地方公務員の給与改定に関する取扱い等について』と題する、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づく通知文書及び第藤総務大臣の書簡が発出されたものと承知しています。

もとより地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第3項で「職員の給与は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して決めなければならない。」とされており、また同条第6項で「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」とされています。また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年2月29日法律第2号）においては、附則第12条で「地方公務員の給与については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」と規定されています。

このため、地方六団体は総務大臣に対し、平成25年1月27日付で『平成25年度地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明』において、「2.そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、國

（裏面につづく）

赤煉瓦	熊本大学教職員組合		
No.28	内線:3529 FAX:346-1247	ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp	http://union.kumamoto-u.ac.jp/

が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の財政目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。」と反論したものと承知しています。

さらに同団体は、平成25年4月22日付で総務大臣に対し、「地方公務員給与についての要請」を表明し、「今回の措置は、東日本大震災に対処する必要性にかんがみ国家公務員の入件費の削減を行い、また、限られた時間の中で予算編成に取り組むなど、極めて特殊な状況の下で行われたとはいえ、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、地方のこれまでの入件費抑制の努力を考慮することなく、ラスパイレス指数の単年の比較のみに基づき、本来、条例により自主的に決定されるべき給与について引き下げ要請が行われたことは、あってはならないことである。」と改めて批判し、「今回の措置が東日本大震災を受けた例外的・時限的な措置であることを確認するとともに、こうした問題の対処に当たっては、国と地方の協議を十分経ることが必要であり、今後、地方公務員給与のあり方について検討の場を設け地方六団体と十分協議を行うことを、要請するものである。」としています。

具体的な地方交付税の措置については、地方交付税法に基づき国会に提出される「地方財政計画」で定められます。平成25年度地方財政計画によれば、地方公務員給与の臨時特例として、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与関係経費が8504億円削減されているものと承知しています。

他方、給与の臨時特例と同時に、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応として、給与削減額に見合った事業費8523億円を歳出に特別枠として設定されており、①全国防災事業費（直轄・補助事業の地方負担分）973億円、②緊急防災・減災事業費（地方単独事業）4503億円、③地域の元気づくり推進事業費3000億円が計上されています。とくに③地域の元気づくり推進事業費については、これまでの入件費削減努力を給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と職員数削減の要素で加算することも合わせて措置されており、入件費削減のインセンティブも政策に組み込まれているものと理解しています。

この間、平成25年4月5日付で総務省は、「地方公共団体における給与減額措置の取組・進捗状況」をとりまとめて公表していますが、全国1789の地方公共団体のうち、「取組方針検討中」が1599団体（8.9%）、「首長の態度表明」が128団体（7.2%）、「減額の取組方針の決定」が16団体（0.9%）、「職員団体と協議中」が40団体（2.2%）、「議会に提出済」が1団体（0.1%）、「議会で議決済」が4団体（0.2%）、「その他」が149団体（8.3%）、「無回答」が24団体（1.3%）という状況になっています。

今後、適宜更新調査を行う予定とされていますが、いずれにしても地方公務員の給与は、法令に従い各地方公共団体が適切に定めるべきものであり、国の要請をどのように取り扱うかについても各地方公共団体の自主性に委ねられているものと理解しています。

地方六団体のご主張にあるとおり、地方交付税は国税五税の一定割合（現在は所得税、酒税の3.2%、法人税の3.4%、消費税の2.9.5%、たばこ税の2.5%）とされているもので、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む人にも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するためのもので地方の固有財源とされています。

地方六団体はこの仕組みを尊重すべきものとして国に対し意見を述べられているものと理解しています。

他方、国立大学法人の運営費交付金は国的一般会計予算において、毎年度国会審議を経て決定されるものであり、国の政策に基づいて様々な施策が盛り込まれているもので、地方交付税交付金とは財政上の性質が異なるものと考えています。

また、下記2の質問事項については、給与水準の改善は職員の士気を高め、優秀な人材確保のために重要な課題であるため、社会的な理解が得られ将来的な財源確保の見通しを考慮して、現在医療従事職員について手当新設による改善を行っていますが、他の職についても手当の新設等実施できる方策を検討ていきたいと考えています。

1. 国家公務員の給与水準を下回る自治体については給与削減を求める方針となった地方公務員の給与問題をめぐる動向と、国立大学法人で給与減額を強行しつづけている動向を見てどのようにお考えでしょうか。
2. 国家公務員、民間よりも著しく低い熊本大学職員の給与水準を改善するには、どのようにしてゆくことが必要であるとお考えでしょうか。

“代償措置”として「臨時特例手当」を新設へ

公開質問状に対する谷口学長・両角理事の回答のなかにも、「手当の新設等実施できる方策を検討したい」と記されていましたが、熊本大学使用者は「臨時特例」に対応した給与減額の“代償措置”として、今年度6月期の期末・勤勉手当（賞与）を9.77%減額支給される教職員を対象に減額相当額を「臨時特例手当」として6月期の賞与と同日に支給する方針です。「業務特例手当」が支給されている医学部附属病院勤務の医療職（一）・（二）、一般職（二）、教育学部附属学校勤務の教育職（二）・（三）の方は対象外です。

“代償措置”的実施を検討していることは、3月14日の団体交渉の際にも示唆されていましたが、5月2日に今年度6月期賞与の減額相当額を「臨時特例手当」として支給する方針が組合に説明されました。「臨時特例手当」の支給対象者は1,454名（内訳：教育職（一）923名、一般職（一）501名、医療職（一）5名、医療職（二）2名、再雇用23名）で、「臨時特例手当」の支給総額は約1億7000万円です。組合は、3月14日の団体交渉の際、これだけでは代償措置としてまったく不十分であることを指摘し、5月2日の情報提供の際にも交渉は継続中であり、他の要求事項ともあわせて更なる代償措置の実施を求めていく意志を伝えました。

「臨時特例手当」の内容は、次の通りです。

対象者 2013年6月期の賞与において9.77%を減額して支給される者。ただし、「業務特例手当」支給該当者は除く。役員は対象外。

手当額 6月期の賞与において「減額」される9.77%に相当する額。ただし、同規則附則第7項に定める一般職（一）6級以上相当の職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以降に適用される1.5%減の分（2010年度人事院勧告）については手当に含まれない。

「臨時特例手当」の各職支給モデル（熊本大学使用者提供資料より）

基本給表	一般職（一）					教育職（一）			
	職種	部長	ユニット長	係長	係員	教授	准教授	講師	助教
職種	7-41	6-77	3-59	2-34	5-73	4-59	3-52	2-55	
級号給	79,039	63,583	43,281	29,154	86,250	60,721	54,927	45,001	
期末手当	46,632	31,117	21,562	15,349	44,590	31,157	27,278	22,872	
勤勉手当	125,671	94,700	64,843	44,503	130,840	91,878	82,205	67,873	
手当合計									

※扶養手当、期間率などにより支給額は変動する場合があります。